

# 処 分 基 準

令和6年4月1日作成

法 令 名	: 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項	: 第25条第2項第1号
処分の概要	: 自動車運転代行業者に対する指示
原権者（委任先）	: 徳島県公安委員会（本部長）
法令の定め	:
処分基準	: 自動車運転代行業者に対する指示の基準は、別紙のとおり。
問い合わせ先	: 徳島県警察本部交通部交通企画課 088 - 622 - 3101
備考	:

## 別紙

### 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法の指示等を行う基準

#### 第1 用語の定義

この基準における用語の意義は、法及び政令で使用する用語の例によるほか、以下に掲げるとおりとする。

- 1 「法の指示」とは、法第22条第1項若しくは第2項又は第25条第2項第1号の規定による指示をいう。
- 2 「読替え後の道路交通法の規定による指示」とは、読替え後の道路交通法第22条の2第1項及び第66条の2第1項の規定による指示をいう。
- 3 「営業停止命令」とは、法第23条第1項又は第25条第2項第2号の規定により、営業停止を命令することをいう。
- 4 「違反行為」とは、法の指示に違反する行為、読替え後の道路交通法の規定による指示に違反する行為又は自動車運転代行業者が法の指示を受けるに至った場合における当該指示の理由となった政令第5条第1項第1号ハの表行為の欄に掲げる行為をいう。

#### 第2 法の指示等を行う基準

法の指示及び点数の付与を行う基準は、以下に掲げるとおりとする。なお、法の指示を行うには至らないが、業務の適正な運営の確保に資すると認められる場合には、書面により行政指導として注意を行う。

- 1 別表1の1の項に掲げる行為が行われた場合には、法の指示及び点数の付与を行うものとする。
- 2 別表1の2の項に掲げる行為が行われた場合には、自動車運転代行業者に対し点数を付与するものとする。この場合においては、以下の事項に留意すること。
  - (1) 自動車運転代行業者が法の指示に違反したとして点数の付与を行うのは、原則として、法の指示を受けた後1年以内に当該指示に違反した場合に限ること。
  - (2) 読替え後の道路交通法の規定による指示に違反する行為が行われたかどうかについての判断は、当該指示を受けた後1年以内に運転代行業務に関し最高速度違反行為又は過労運転が行われた場合に、自動車運転代行業者の運行管理の状況を勘案して行うこと。
- 3 別表1の3の項に掲げる行為が行われた場合には、以下の基準によるものとする。
  - (1) 違反の態様が悪質であると認められる場合又は違反の結果が重大と認められる場合には、法の指示及び点数の付与を行うものとする。
  - (2) (1)に掲げる場合以外の場合には、以下のとおりとする。
    - ア 過去2年以内（直近の違反行為が行われた日から起算して過去2年以内をいう。

以下同じ。)に行政処分等(注意、法の指示、点数の付与又は営業停止命令をいう。以下同じ。)を受けていない場合には、注意を行うものとする。

イ 過去2年以内に行政処分等を受けている場合には、法の指示及び点数の付与を行うものとする。

4 別表1の4の項に掲げる行為が行われた場合には、以下の基準によるものとする。

(1) 自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等が、運転者に対して、当該駐停車違反行為をすることを誘発するような行為をしていた場合には法の指示を行うものとする。

(2) (1)以外の場合には、以下のとおりとする。

ア 過去2年以内に行政処分等を受けておらず、かつ、運転代行業務に関し、過去1年以内(直近の違反行為が行われた日から起算して過去1年以内をいう。)に駐停車違反行為が1回以上行われている場合には、注意を行うものとする。

イ 過去2年以内に行政処分等を受けている場合には、法の指示を行うものとする。

(3) (1)及び(2)にかかわらず、当該駐停車違反行為について、別に法の指示又は営業停止命令を行うこととなる場合には、注意又は法の指示を行わないものとする。

(4) (1)又は(2)イの場合に行う法の指示においては、別表2に掲げる具体例を参考にし、自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等が講ずべき措置をできるだけ明確かつ具体的に示すように努めるものとする。

別表 1

項	行 為	備 考
1	(1) 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第75条第1項第1号から第4号まで及び第7号の規定に違反する行為 (2) 法第10条の規定に違反する行為	下命容認行為の禁止違反  名義貸し禁止違反
2	(1) 法第22条第1項若しくは第2項又は第25条第2項第1号の規定による指示に違反する行為 (2) 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第22条の2第1項又は第66条の2第1項の規定による指示に違反する行為	法の指示違反  読替え後の道路交通法の規定による指示違反
3	(1) 法第5条第1項の規定に違反する行為 (2) 法第6条第1項の規定に違反する行為 (3) 法第8条第1項の規定に違反する行為 (4) 法第14条第2項の規定に違反する行為  (5) 法第16条の規定に違反する行為  (6) 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第1項の規定に違反する行為 (7) 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第2項の規定に違反する行為 (8) 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第4項の規定に違反する行為 (9) 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第7項の規定に違反する行為 (10) 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第8項の規定に違反する行為 (11) 法第20条第1項の規定に違反する行為  (12) 法第21条第1項の規定に違反して報告せず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する行為	申請書等虚偽記載 標識掲示等義務違反 変更届出義務違反 運転代行業務従事制限違反  代行運転自動車標識表示義務違反 安全運転管理者未選任  安全運転管理業務不履行 副安全運転管理者未選任 権限付与義務違反  安全運転管理者講習受講義務違反 帳簿等備え付け義務違反  立入検査拒否等
4	運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第75条第1項第7号に掲げる行為	駐停車違反

## 別表 2

運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第 75 条第 1 項第 7 号に掲げる行為に係る指示の具体例

<p>運転代行業務従事者その他の従業員に対して、駐停車に関する法令を遵守させるために必要な指導又は交通安全教育を一定時間以上行うべきこと。</p>
<p>運転代行業務従事者に対して、一定の期間、待機場所等に関する記録を作成させ提出させるべきこと。</p>
<p>一定の期間、営業所に駐車記録簿を備えて、営業所の安全運転管理者に必要な記載をさせるべきこと。</p>
<p>一定の期間、随伴用自動車内の見やすい場所に、駐停車違反行為を行ってはならない旨を記載した標章等を取り付けておくべきこと。</p>
<p>あらかじめ客待ちの際の待機駐車を定めておき、それを運転代行業務従事者に周知徹底すべきこと。</p>